

○総務省告示第 号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第七条第五号の規定に基づき、特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を次のように定める。

令和五年 月 日

総務大臣 鈴木 淳司

周波数の範囲（注1）	使用可能地域	使用可能期間	等価等方 ^{ふく} 輻射電力（注2）	備 考
853MHz から 860MHz まで	北陸総合通信局管内	令和7年12月31日まで	0.035W以下	注3

（注1） 発射する占有周波数帯幅にあるいかなる電波のエネルギーも、当該電波が使用可能な周波数の範囲から逸脱してはならない。

（注2） 空中線電力は、その等価等方輻射電力の値がそれぞれ等価等方輻射電力の欄に掲げる範囲内となるものであること。

（注3） 石川県加賀市（塔尾町、山中温泉こおろぎ町、山中温泉南町、山中温泉栄町、山中温泉河鹿町、山中温泉湯の出町、山中温泉本町二丁目、山中温泉本町一丁目、山中温泉東町二丁目、山中温泉東町一丁目、山中温泉湯の本町、山中温泉薬師町、山中温泉富士見町、山中温泉白山町、山中温泉西桂木町、山中温泉東桂木町、山中温泉上野町、山中温泉塚谷

町、山中温泉加美谷台、山中温泉下谷町、山中温泉菅谷町、山中温泉栢野町、山中温泉我谷町、山中温泉大内町、山中温泉風谷町、山中温泉上新保町、山中温泉枯淵町、山中温泉九谷町、山中温泉小杉町、山中温泉西住町、山中温泉坂下町、山中温泉生水町、山中温泉片谷町、山中温泉真砂町、山中温泉四十九院町、山中温泉中津原町、山中温泉滝町、山中温泉菅生谷町、山中温泉荒谷町、山中温泉今立町、山中温泉大土町、山中温泉杉水町及び山中温泉市谷町に限る。) の区域に限る。